

2012. 2. 7-1

文書番号	熱建建第	号	目次番号	
決裁区分	[Redacted]			区分
收受	平成	.	.	保存年限
起案	平成	24	1	30
決裁	平成	24	2	6
施行	平成	24	2	7
完結	平成	.	.	
			類目	1 5 10 永
			付記	公印承認欄
				至 <input type="checkbox"/> 急 <input type="checkbox"/> 秘 <input type="checkbox"/> 重 <input type="checkbox"/> 要
			主管	建設部 建設課
				先方の文書 付 第 号
				起案者
主 管 合 議	[Redacted]			
				指示・意見 2/8 [Redacted] [Redacted]氏へ許可
あて先	発行		者名	
標 題	伊豆山赤井谷における土の採取等事業について			
	〔照会 回答 通知 依頼 報告 復命 締結 申請 制定 指令 決定 (協議)〕			
	別紙のとおり、関係者と協議しましたので報告します。			

H24

1月26日

■■■■にて■■■■氏との協議

市としては、県と連携しながら進めていきたい。

土採取届について、届出者を職権で抹消（名義をなくす行為）することは難しいと県の担当より言われている。

現場責任者の変更について、■■■■氏に変更できるか尋ねるも、よい返事はできない様子。

先日の話のとおり施工の意思はあるので、■■■■の気が変わらないうちに行うべきであると言われる。オペや重機はすぐに手配できる様子である。

ただし、所有者が積極的に行う行為ではなく、行政からの指導として行う行為という位置づけとしてほしい。また施工することに対し、届出者よりクレーム等がないよう市にも責任を持ってもらいたいという。

別紙の様  
依頼すよ！

具体的な方法として、書類上の名義は変えず、所有者側に施工を任せる。完了後届出者より完了届けの提出をしてもらう。このことを、県に確認し届出者に対して承知させる。

市として、工法はある程度任せる格好となるが、排水計画については施工前に協議したい。また、市道側にて崩れた箇所については別施工の扱いをしなければ、面積が1haを超えることとなるので注意してもらいたいと伝えた。

所有者に対し、文書、連絡が必要か？

土採届出者 (■■■■)

1月27日

県庁土地対策課■■■■氏へ連絡

赤井谷については、昨日の話を伝える。最終的に書類が整っていれば良いとの返答。

上多賀の件については、未届けによる条例の停止処分を行いたいと相談すると、行ったほうがよいとの返答。ただし、処分前に聴取を行うことが条件であるという。

事 務 連 絡

平成24年2月 7日

様

建設課長

熱海市伊豆山字赤井谷における安全対策について（依頼）

大寒の候、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃、当市の土木行政に対し、ご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、貴殿が所有する伊豆山字赤井谷の土地については、現在崩壊する危険性が生じており、今後、このままの状況が続くと土砂崩壊が発生し、逢初川下流域の住民に危険を及ぼす可能性もありますので、建設課と協議のうえ安全対策工事の施工を依頼するものであります。

なお、協議・連絡先は下記にお願いします。

記

連絡先

熱海市建設部建設課

住所 〒413-8550 熱海市中央町1番1号

電話

FAX

- 2月 1日 熱海土木事務所用地管理課 [ ] へ連絡 8日(水)に都市計画部署を含め現状報告をしたいとお願いした。
- 2月 8日 熱海土木事務所にて上多賀駅裏の件を打合せ  
AM 詳細は別紙稟議のとおり  
今回は現在に至る経緯の説明が主であり、今後の対策を各機関でまとめ次回の打合せを行うこととなった。
- 2月 8日 [ ] へ赤井谷の安全対策願の文書を持ってゆく。 [ ]、 [ ]  
PM 所有者の意思は現在沈砂地となっている箇所へコンクリートで構造物(堰堤?)を造ることも考えている様子。付け加え [ ] によると新規に [ ] [ ] を造る計画が出ており、土採取事業地も候補地となっている様子であるため、何を行うにしても事業前に市へ協議してほしいと伝えた。  
届出者に対しては、所有者と協議が済み次第連絡が必要かと思われる。
- 2月10日 [ ] より連絡あり  
[ ] より連絡があり 26日(日)に伊豆山地区関係町内会の [ ] が現地を視察したいと申し出があったとのこと。  
[ ] は当日来客があり立会できない。  
市より何かあれば聞いておきたい様子  
立ち入りについては所有者が承知していればよいことと思うが、 [ ] 不在のため、何かあれば連絡すると伝えた。
- 2月15日 [ ] 来庁予定であったが、都合により16日となる。
- 2月16日 [ ] 来庁なし(連絡なし)  
[ ] 職員2名来庁 上多賀駅裏の件を調査  
[ ] は仲介に入っている様子。
- 2月17日 [ ] 昨日と同じ職員が再調査  
24条に準ずる工事の件
- 2月23日 上多賀駅裏の件 熱海土木と29日の事前打合せ [ ]、 [ ]
- 3月13日 熱海土木との打合わせ。詳細は別紙稟議にあり  
県本庁に相談に行くということとなる。
- 3月28日 県土地対策課 [ ] へ連絡  
相談に伺うことを報告。 [ ] が人事異動となるため新担当者へ引継ぎを依頼する。